

公益社団法人山口県歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人山口県歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県山口市吉敷下東一丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び都市歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、歯科医政の健全な運営の確保、公衆衛生及び歯科口腔保健の普及啓発、歯科医学の進歩発達並びに会員の福祉及び歯科医業の向上に関する事業を行い、県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 歯科医政の健全な運営の確保に関する事業
- (3) 公衆衛生・歯科口腔保健の研究と県民への普及啓発に関する事業
- (4) 歯科医師の研修及び歯科介補者の教育、指導に関する事業
- (5) 山口県高等歯科衛生士学院の運営に関する事業
- (6) 山口県口腔保健センターの運営に関する事業
- (7) 県民及び会員への広報活動に関する事業
- (8) 会員の福祉・歯科医業の向上に関する事業
- (9) 山口県歯科医師会館の運営に関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、山口県内において行うものとする。

3 第1項各号の事業を実施するため必要な事項は、規程で定める。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、山口県を区域とし、本邦で歯科医師の免許を受けたもの及び本会の目的に賛同する個人、法人又は団体であって、本会が入会を承認したものをもって組織する。

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 郡市歯科医師会（歯科医師を社員とする一般社団法人又は団体であって、主たる事務所を山口県内に置くものをいう。以下同じ。）の会員（法人法上の社員に相当する会員に限る。）。

(2) 準会員 前号以外のものであって、病院の歯科及び公的機関に勤務する歯科医師及び準会員適用規則で定めるその他の歯科医師

(3) 賛助会員 前2号以外のものであって、本会の目的に賛同する個人、法人又は団体

2 前項第1号の正会員は、定款施行規則で定めるところにより、第一種会員、第二種会員及び終身会員に区分する。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、その所属する都市歯科医師会を経て、別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承認（賛助会員にあっては代議員会の決議）を得なければならぬ。

2 本会は、前項の入会の申込みに対する諾否を決めたときは、その旨を、書面をもって、所属する都市歯科医師会を経由して、当該入会の申込みをしたものに通知する。

3 正会員は、原則として、本会に入会するとともに、公益社団法人日本歯科医師会が定める手続を経て、公益社団法人日本歯科医師会の会員になるものとする。

(会員の権利及び義務)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、次章に定める代議員と同様に、本会に対して行使することができる。

(1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）

(3) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）

(4) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(5) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

(6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、第3条に定める本会の目的に関する研究又は調査を、本会に報告又は発表することができる。

3 正会員は、本会が発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は当該印刷物を購入することができる。

4 正会員は、第4条に定める本会の事業又は歯科医学若しくは歯科医術に関し、本会に意見を述べることができる。

- 5 正会員は、本会が行う行事、学会又は講習会等に出席し、又は協力することができるとともに、意見を述べることができる。
- 6 正会員が、他の会員によって、前各項の権利を侵害され、又は自らの名誉を毀損されたと思われるときは、本会に調停を申し出ることができる。
- 7 準会員及び賛助会員は、本会が主催する学会若しくは講習会等に出席し、その学術研究を発表し、又は本会が発行する会誌の頒布を受けることができる。
- 8 会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

(経費の負担)

第9条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会したとき及び毎年、本会所定の入会金、会費及び負担金その他の経費を本会に支払う義務を負う。

- 2 入会金、会費及び負担金その他の経費の額及びその納入方法は、代議員会において定める。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を、所属する都市歯科医師会を経て本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会費等の未納による退会)

第11条 本会は、会員が1年以上、第9条第1項で会員が負担することとされた経費を支払わないとき又は未納の経費の合計額が1年分に相当する会費及び負担金の額を超えるときは、会員に対して催告するものとし、これによってもなお会員が当該経費を支払わない場合は、理事会の決議によって退会させることができる。

- 2 前項の規定により退会させられた者が、退会の日から6箇月以内に未納に係る経費を支払ったときは、理事会の承認を経て、再び会員の資格を取得することができる。

(戒告及び除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を戒告又は除名することができる。

- (1) 歯科医師としての品位を損するような行為をしたとき。
- (2) 本会の体面を傷つけたとき。
- (3) 本会の秩序を乱したとき。
- (4) 会員たる義務を怠ったとき。

- 2 前項に規定する戒告及び除名は、裁定審議会の審議を経た上で、代議員会の決議を経るものとする。

- 3 本会は、前項の規定により会員を除名したときは、その旨及び理由を記載した書面をもって、当該会員及び当該会員が所属する都市歯科医師会に通知する。

(会員資格の喪失)

第13条 前3条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が所属する都市歯科医師会の会員の資格を喪失したとき。

- (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失うとともに、義務を免れる。ただし、履行していない義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失した場合においても、既に納入した入会金、会費及びその他 の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数等)

- 第14条 本会に、代議員を置く。
- 2 前項の代議員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。
 - 3 代議員の員数は、定款施行規則で定めるところにより、正会員20名の中から1名の割合をもって選出する。
 - 4 代議員は、本会の役員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

- 第15条 代議員の任期は、選出後最初に到来する6月1日から2年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて代議員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

(代議員の選出)

- 第16条 代議員を選出するため、選挙管理規則で定めるところにより、選挙を行う。この場合において、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 2 前項の選挙において、正会員は等しく代議員の選挙権及び被選挙権を有する。
 - 3 代議員に欠員を生じたときは、選挙管理規則で定めるところにより、後任の代議員の選出を行うものとする。
 - 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(予備代議員)

- 第17条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。
- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
 - 3 第14条第3項及び第4項（代議員の員数等）、第15条第1項（代議員の任期）、第16条（代議員の選出）並びに第18条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員について準用する。

(代議員の資格の喪失)

- 第18条 代議員会は、正当な理由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合において、当該代議

員に対し、代議員会の日から 1 週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、かつ、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の場合のほか、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- (1) 第 13 条第 1 項の規定により会員の資格を喪失したとき。
- (2) 所属する郡市歯科医師会に変更があったとき。
- (3) 辞任したとき。

第5章 代議員会

(構 成)

第 19 条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 20 条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金、会費及び負担金その他の経費の額及びその納入方法
- (2) 会員の戒告及び除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規則の制定、改正及び廃止
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他代議員会（一般社団・財団法人法上の社員総会）で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 21 条 代議員会は、定時代議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招 集)

第 22 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、代議員会の召集を請求することができる。

3 代議員会を召集するときは、会長は代議員に対し、代議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第 23 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において代議員の中から互選する。

(議決権)

第24条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び副議長並びに会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(特別委員会)

第27条 代議員会に、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、特別委員をもって構成する。

3 特別委員は、代議員会で選出し、代議員会の議長が委嘱する。

4 特別委員会は、代議員会の諮問に応じ、諮問された事項につき審議し、その結果を代議員会に答申する。

5 前各項に規定するもののほか、特別委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、定款施行規則で定める。

第6章 役員及び他の機関

(役員の設置)

第28条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理

事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 理事会は、前項の副会長、専務理事及び常務理事のほか、理事の中から業務執行理事を選定することができる。

(役員の選任等)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、あらかじめ正会員による予備選挙によって選出された会長候補者を、理事会において会長に選定する方法によることができる。

- 3 業務執行理事（副会長、専務理事及び常務理事を含む。以下同じ。）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他の当該理事と特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数（理事の現在数をいう。以下同じ。）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を統轄執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、その職務（一般社団・財団法人法の規定により代表理事の権限に属する事項以外のものに限る。）を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理執行し、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、その職務を代行する。

- 6 副会長、専務理事及び常務理事以外の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分掌執行し、常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、その職務を代行する。

- 7 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第34条 役員に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の責任免除)

第35条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第36条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、代議員会及び理事会の議決に加わることはできない。

4 顧問及び参与の任期は、当該顧問及び参与を委嘱した会長の任期の末日までとする。

第7章 理事会等

(構成)

第37条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規程の制定、改正及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(専門委員会)

第42条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員をもって構成する。

3 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 専門委員会は、業務執行理事の命を受けて別に専門委員会が担当することと定められた業務を行うほか、専門的な事項に関する調査及び研究を行い、必要と認める事項を会長に建議することができる。

5 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規程で定める。

第8章 裁定審議会、選挙管理会及び医事紛争処理審議会

(裁定審議会)

第43条 本会に、裁定審議会を置く。

- 2 裁定審議会は、裁定委員をもって構成する。
- 3 裁定委員は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 裁定審議会は、会員の戒告又は除名その他会員の身分に関する事項を審議し、その結果を代議員会に答申するほか、会員から申出のあった会員相互間の紛議の調停について審議し、その結果を理事会に答申する。
- 5 前各項に規定するもののほか、裁定審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(選挙管理会)

第44条 本会に、選挙管理会を置く。

- 2 選挙管理会は、選挙管理委員をもって構成する。
- 3 選挙管理委員は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 選挙管理会は、本会の選挙に関する事務を管理する。
- 5 前各項に規定するもののほか、選挙管理会の組織及び運営に関して必要な事項は、選挙管理規則で定める。

(医事紛争処理審議会)

第45条 本会に、医事紛争処理審議会を置く。

- 2 医事紛争処理審議会は、医事紛争処理委員をもって構成する。
- 3 医事紛争処理委員は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 医事紛争処理審議会は、会員の医療行為に伴う事故又は医事紛争及び会員の医療行為に関する苦情に関して、会員、専門委員会又は患者から要請があったときに、当該事項について審議を行い、適切な助言指導又は調停を行うものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、医事紛争処理審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第9章 団体契約

(団体契約)

第46条 本会は、歯科医療及び公衆衛生事業に関して必要な事項につき、団体契約を締結することができる。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局の職員の任免その他の事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において

別に定める。

第11章 会計及び資産

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減予算書）並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類は、定時代議員会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第5

〇条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第12章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定し理公益法人等に該当するものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当するものに贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、本会の貸借対照表の公告は、定時代議員会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって、貸借対照表の内容である情報を不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置によって行う、

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行の登記」という。）から施行する。
2. 本会の最初の会長は、右田信行とする。
3. 本会の最初の副会長は、福田豊及び井上信義、最初の専務理事は野中清貴、最初の常務理事は、安田年光、松浦哲郎及び小山茂幸とする。
4. 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は、第32条第1項の規定にかかわらず、平成25年6月の定時代議員会の終結の時までとする。

| | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 右田 信行 | 福田 豊 | 井上 信義 | 野中 清貴 | 安田 年光 |
| 松浦 哲郎 | 小山 茂幸 | 山根 ゆかり | 松本 英樹 | 新藤 洋 |
| 神内 正人 | 下村 明生 | 中川 操 | 山野 渉 | |

5. 本会の移行の登記の日において、監事である者の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成25年6月の定時代議員会の終結の時までとする。
6. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. この改正定款は、平成28年4月1日から施行する。
2. この改正定款施行の際、現に代議員及び予備代議員である者の任期は、平成29年6月30日までとする。

附 則

この改正定款は、平成29年7月22日から施行する。

附 則

1. この改正定款施行の際、現に代議員及び予備代議員である者の任期は、平成31年5月31日までとする。
2. この改正定款は、平成30年6月23日から施行する。